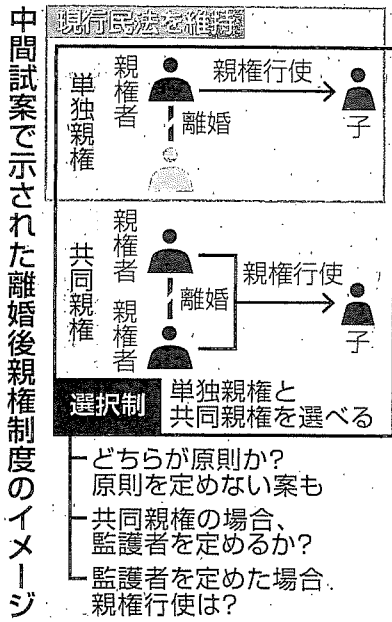


離婚後の「共同親権」提示

法制審中間試案「単独親権」維持併記

離婚後の子どもの養育について検討する法制審議会（法相の諮問機関）の家族法制部会は十五日、制度見直しの中間試案を取りまとめた。親権に関し、父母双方の「共同親権」を選べる案、現行民法のままどちらか一方の「単独親権」だけを維持する案など、十ほどの選択肢を併記した。



中間試案で示された離婚後親権制度のイメージ

当初は八月末に取りまとめ予定だったが、自民党法務部会で強硬に共同親権導入を求める一部議員らが反発、先送りされた。十五日の試案は修正を小幅にとどめ、当初案を基本的に維持した。

十二月初旬にもパブリックコメント（意見公募）を実施し、法改正の要綱案作

成に向けさらに話し合う。議論次第では、離婚後の親子関係が大きく変わる。

共同親権は、父母双方が子育てに関与できるようにすべきだとの考えや、親権争いから起きる子どもの「連れ去り」を避けられるとの考えから支持する声がある。一方、ドメスティックバイオレンス（DV）の被害者からは、元配偶者との関わりを避け、子どもの安全を守りたいとして反対意見が根強い。海外では父

母双方の養育が可能な国が多いとされ、欧州連合（EU）欧州議会は、日本人配偶者による「連れ去り」を問題視する。

中間試案は①共同親権と単独親権を選べる②現行の単独親権のみを維持③の案を提示。さらに①は共同、単独のどちらを原則、どちらを例外と位置付けるかで案が分かれる。例外とされれば、選ぶのに一定の要件を設ける。原則・例外を設けず「個別事案に即して定

め予定だったが、自民党法務部会で強硬に共同親権導入を求める一部議員らが反発、先送りされた。十五日の試案は修正を小幅にとどめ、当初案を基本的に維持した。

める」との案は、注釈部分に記載しているものを選択肢として明確化した。

①の選択制は当事者の協議で決め、合意しなければ判断を家裁に委ねることも想定。共同親権を選んだ場合、子どもの日常的な世話や教育をする監護者を定めるかどうかや、日常的な世話以外の財産の扱いなどを監護者だけで決められるか、といったことでも選択肢が分かれる。

試案は、親子関係の基本的な考え方を「父母双方が養育に責任を負う」「子の最善の利益を考慮する」と明示。未成年の子どもがいる協議離婚では養育費や面会交流など「子の監護に必要な事項」の取り決めに要件とし、決めなければ離婚を認めない案も盛り込んだ。

離婚後の子どもの養育に関する中間試案ポイント

- 父母双方の共同親権を選べる案、現行民法の単独親権のみを維持する案を併記
- 共同親権選択制の場合、共同・単独のどちらが原則か、監護者を定める必要があるかなど複数の選択肢がある。原則を決めず、個別の事案に応じ定めるとの案も
- 親子関係の基本的な考え方を「父母双方が養育に責任を負う」「子の最善の利益を考慮する」と明確化する
- 養育費や面会交流などの要